

改正事項及びその適用時期

改正後条項号	改正前条項号	改正事項の概要	適用時期
第2編 7-1-8	第2編 7-1-8	法第10条第7号の2該当事者に対する酒類等製造免許の取消しは、国税庁長官に上申を要することとした。	
9-1-9	9-1-9	酒類販売業免許等の申請書等の提出時期、審査順位の決定方法について、原則的な取扱いを定めた。	
9-1-10	9-1-10	平成15免許年度の一般酒類小売業免許については、9月を抽選対象申請期間とし、審査順位を小売販売地域ごとに公開抽選で決定することとするとともに、当該年度開始日前一定期間における申請書等の特例的取扱いを定めた。 また、平成16免許年度以降の各免許年度において公開抽選を実施するか否かは、当該年度の前年度の申請状況等を勘案し決定することとした。	
9-1-11	9-1-11	開店日に合わせて大型店舗酒類小売業免許を受けようとする場合の申請書の提出時期を明確にした。	
9-1-12	9-1-12	通信販売酒類小売業免許の意義を明確にするとともに、その他特殊酒類小売業免許について、輸入品売場における輸入酒類の小売業免許の取扱いを廃止した。	
9-1-15	9-1-15	規制改革推進3か年計画（再改定・閣議決定）に則り、会社分割に伴う酒類販売業免許の取得手続を整備した。	
削除	9-1-17	人口基準の廃止に伴い、販売場の移転許可の申請、免許条件の緩和（解除）の申立て又は新規免許の申請が競合することがなくなったことから、規定を削除した。	
9-1-19	9-1-20	酒類小売業免許の申請者に対して、酒類販売管理者として選任を予定している者の有無等を確認することとした。	
9-1-21	9-1-22	法第10条第7号の2該当事者に対する酒類販売業免許の取消しは、国税庁長官に上申を要することとするとともに、通信販売酒類小売業免許の付与について、国税局長への上申を不要とした。	
9-1-22	9-1-23	抽選を実施した申請書等及び抽選対象申請期間後に提出された一般酒類小売業免許の申請書等に係る標準処理期間の起算日を明確にした。	
10-2-1	10-2-1	法第10条第7号の2に規定する「その取消しの原因となった事実のあった日」の意義を定めた。	
10-2-2	10-2-2	法第10条第2号に規定する「業務を執行する役員」の意義を定めた。	
削除	10-6-3	法第10条第10号の取扱いの客観化に伴い、同規定と総合勘案する取扱いを廃止した。	
10-10-1	10-10-1	「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」に該当するかどうかの判断基準を客観化するとともに、そのいずれかに該当する場合は、「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」に該当するものとして取り扱うこととした。	

改正後条項号	改正前条項号	改正事項の概要	適用時期
10-10-3	10-10-3	販売見込数量が地域の平均的な販売数量の概ね 10%以下の場合、「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」等の遵守可能性について確認することとした。	
10-10-5	10-10-5	「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」の一部改正に伴い、通信販売酒類小売業免許に係る経営の基礎についての取扱いを整理した。	
10-11-3	10-11-3	人口基準の廃止に伴い、関係規定を削除するとともに、小売販売地域の定めを 9-1-10 へ移記した。	
10-11-4	10-11-4	大型店舗酒類小売業免許の販売する清酒の範囲について、「500ml 以下の容器入りのリサイクルの対象となる瓶詰品」に拡大することとした。	
10-11-5	10-11-5	通信販売酒類小売業免許におけるカタログ等は、インターネット等によるものを含むことを明確にした。	
11-1-3	11-1-3	通信販売酒類小売業免許を付与する場合、販売する酒類の範囲について個別銘柄を免許条件としないこととするとともに、「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」の一部改正に伴い販売方法の免許条件を整理した。	
11-2-3	11-2-3	緊急調整地域における酒類販売業免許の免許条件の緩和又は解除の取扱いを整備した。	
12-2	12-2	法第 10 条第 7 号の 2 の追加に伴い、関係規定を整備した。	
14-1	新 設	未成年者飲酒禁止法又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の罰則適用者に対する免許取消しは、免許者の故意や過失の程度等を勘案して処理することとした。	
第 6 編 (別表 1) (別表 2)	第 6 編 (別表 1) (別表 2)	} 会社分割に伴って受ける免許に係る登録免許税の取扱いを整備した。	

(注)適用時期に が付された改正事項は平成 15 年 9 月 1 日から適用し、その他の改正事項は平成 15 年 7 月 7 日から適用する。